

時間帯別電灯B

(選択約款)

平成29年10月1日実施

時間帯別電灯B

目次

I	本 則	1
1	目 的	1
2	選択約款の変更	1
3	適用範囲	1
4	供給電気方式, 供給電圧および周波数	2
5	契約容量	2
6	時間帯区分	2
7	料 金	3
8	使用電力量の計量	4
9	需給契約の成立および契約期間	5
10	そ の 他	5
II	実 施 細 目	6
1	選択約款の変更ならびに需給契約の成立および契約期間	6
2	適用範囲	6
3	契約容量	6
4	夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い	7
5	使用電力量の計量	7
6	そ の 他	7
附	則	9
別	表	16

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

(1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、次のとおりお知らせするものとし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 軽微な変更の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要をお知らせいたします。

ロ イ以外の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

(3) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法等によりお知らせいたします。

3 適用範囲

特定小売供給約款（平成29年9月13日届出。以下「供給約款」といいます。

なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。)の従量電灯の適用範囲に該当し、6(時間帯区分)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の時間帯別電灯B(平成28年4月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。)の適用を受けている場合に適用いたします。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約容量

- (1) 契約容量は、原則として供給約款の従量電灯Cに準じて定めます。
- (2) 別表2(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として供給約款の従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量(入力)

6 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,404円00銭
---------	-----------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,944円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	324円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	23円57銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	32円15銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円16銭

ロ 夜間時間

1キロワット時につき	11円22銭
------------	--------

8 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。

- (2) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 特別の事情がある場合には、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量

計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものとした
します。

9 需給契約の成立および契約期間

(1) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、あらかじめお客さまに新たな契約期間についてお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。また、契約更新後、新たな契約期間等についてお知らせいたします。

(2) 当社は、需給契約が成立した場合および需給契約の更新を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法等によりお知らせいたします。

(3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

10 その他

(1) 当社は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表4（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものとしたします。

(2) その他の事項については、供給約款の従量電灯Cにかかわる規定を準用するものとしたします。

(3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものとしたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 選択約款の変更ならびに需給契約の成立および契約期間

本則2（選択約款の変更）(3)および本則9（需給契約の成立および契約期間）(2)における「個別に通知する方法」とは、個別配付、郵送または電子メールの送信等による方法をいいます。

2 適用範囲

「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

3 契約容量

(1) この選択約款実施の際現に取り付けられている電流を制限する計量器または当社の電流制限器を継続して使用することを希望される場合は、契約容量は、電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

イ 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流 (アンペア)}}{\text{電流 (アンペア)}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流 (アンペア)}}{\text{電流 (アンペア)}} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款の従量電灯Aまたは従量電灯Bにおける電流制限器をいいます。

(2) 夜間蓄熱式機器を使用されている場合で、夜間蓄熱式機器以外の機器について当社の電流制限器が取り付けられているときは、本則5（契約容量）(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

4 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (2) 当社は、別表2（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

5 使用電力量の計量

- (1) 「特別の事情がある場合」とは、技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合をいいます。
- (2) 本則8（使用電力量の計量）(2)イの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則8（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

6 その他

- (1) 本則8（使用電力量の計量）(2)イの場合の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したのものとして、供給約款の従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表4（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数

といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、平成29年10月1日から実施いたします。

2 8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 適用

イ 8時間通電機器にかかわる取扱い

(イ) 当社は、次のいずれにも該当する夜間蓄熱式機器（ハの適用を受け
る夜間蓄熱式機器を除きます。）を8時間通電機器といたします。

a 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する
機能を有すること。

b aの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

なお、当社は、供給設備の状況により、本則8（使用電力量の計量）

(2)イの場合の8時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範
囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮
は行ないません。

(ロ) 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を8時間通電機器
として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱式機器を使用される需
要場所において、8時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則3（8時間通電機器等
を使用されるお客さまについての特別措置）において8時間通電機
器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

b aに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取
付けまたは取替えをされた(イ)aおよびbに該当する夜間蓄熱式機器

(ハ) 当社は、(イ)aおよびbに定める8時間通電機器の機能を確認させて
いただきます。この場合、当社は、8時間通電機器の機能を証明する

書類等を提示していただくことがあります。

ロ 5時間通電機器にかかわる取扱い

(イ) 当社は、本則8（使用電力量の計量）(2)イに該当し、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器といたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(ロ) 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を5時間通電機器として取り扱います。ただし、これらの5時間通電機器を使用される需要場所において、5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則3（8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において5時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器

b aに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされた(イ)に該当する夜間蓄熱式機器

(ハ) (ロ)の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものとしていたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則8（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(イ) 当社は、次のaまたはbに該当する夜間蓄熱式機器を通電開始時刻が制御可能な夜間蓄熱式機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）といたします。

a 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

- (a) 給水温度を検知できること。
 - (b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
 - (c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。
 - (d) 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し、毎日午前7時（本則8〔使用電力量の計量〕(2)イの場合は通電時間の終了時刻といたします。）から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。
- b aに準ずる場合で、当社が認めたもの。
- (ロ) 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。
 - a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則2（8時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器
 - b aに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされたイaまたはbに該当する夜間蓄熱式機器
 - (ハ) 当社は、イaまたはbに定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 料 金

8時間通電機器、5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は、本則7（料金）にかかわらず、本則7（料金）によって料金として算定された金額から、(3)に定める割引対象容量にもとづき、イによって算定された8時間通電機器割引額、ロによって算定された5時間通電機器割引額またはハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。

イ 8時間通電機器割引額

8時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8時間通電機器割引額は、半額といたします。

貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	32円40銭
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	21円60銭

ロ 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	270円00銭
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	205円20銭

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	237円60銭
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	194円40銭

ニ 最低月額料金

本則7（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計からイ、ロまたはハによって算定された8時間通電機器割引額、5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、

次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	330円48銭
---------	---------

(3) 割引対象容量

イ 貯湯式電気温水器の割引対象容量は次に定める場合を除き、(1)イ(ロ) a，(1)ロ(ロ) a または(1)ハ(ロ) a の適用を受ける貯湯式電気温水器の総容量（入力）といたします。

なお、8 時間通電機器、5 時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合は、貯湯式電気温水器の割引対象容量は、次のとおりといたします。

(イ) 変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）が、変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量を上回らない場合は、変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）

(ロ) 変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）が、変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量を上回る場合は、変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量

ロ 蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は次に定める場合を除き、(1)イ(ロ) a，(1)ロ(ロ) a または(1)ハ(ロ) a の適用を受ける蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）といたします。

なお、8 時間通電機器、5 時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合は、蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は、次のとおりといたします。

(イ) 変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）が、変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量を上回らない場合は、変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）

(ロ) 変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）が、変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量を上回る場合は、変更前の

蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量

ハ 8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を算定する場合の割引対象容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 8時間通電機器等に対する料金割引

イ (2)ロの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(2)イおよびハは適用いたしません。

ロ (2)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，(2)イは適用いたしません。

ハ 8時間通電機器，5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合は，8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，(5)イ(イ)により日割計算をいたします。

ニ 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ホ 供給停止期間中の8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については，(5)イ(イ)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお，この場合，8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといいたします。

(5) その他

イ 本則10(その他)(1)の場合は，8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の日割計算は，次によるものといいたします。

(イ) 8時間通電機器割引額，5時間通電機器割引額または通電制御型夜

間蓄熱式機器割引額の日割計算の基本算式

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、供給約款26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

- (ロ) 需給契約が消滅した場合の(イ)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、実施細目6（その他）(3)イおよびロによります。
- ロ 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、供給約款の従量電灯Bに準ずるものといたします。
- ハ その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37

条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 夜間蓄熱式機器

(1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいい、貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ 主として夜間時間に通電する機能を有すること。

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) 「主として夜間時間に通電する機能を有する」とは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ 本則8(使用電力量の計量)(2)イの場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けたとき。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り、かつ、47,100円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,100円を上回る場合
平均燃料価格は、47,100円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (47,100\text{円} - 31,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭7厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

4 昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}} = 80 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\frac{\text{第2段階料金}}{\text{適用電力量}} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 供給約款26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

(3) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。